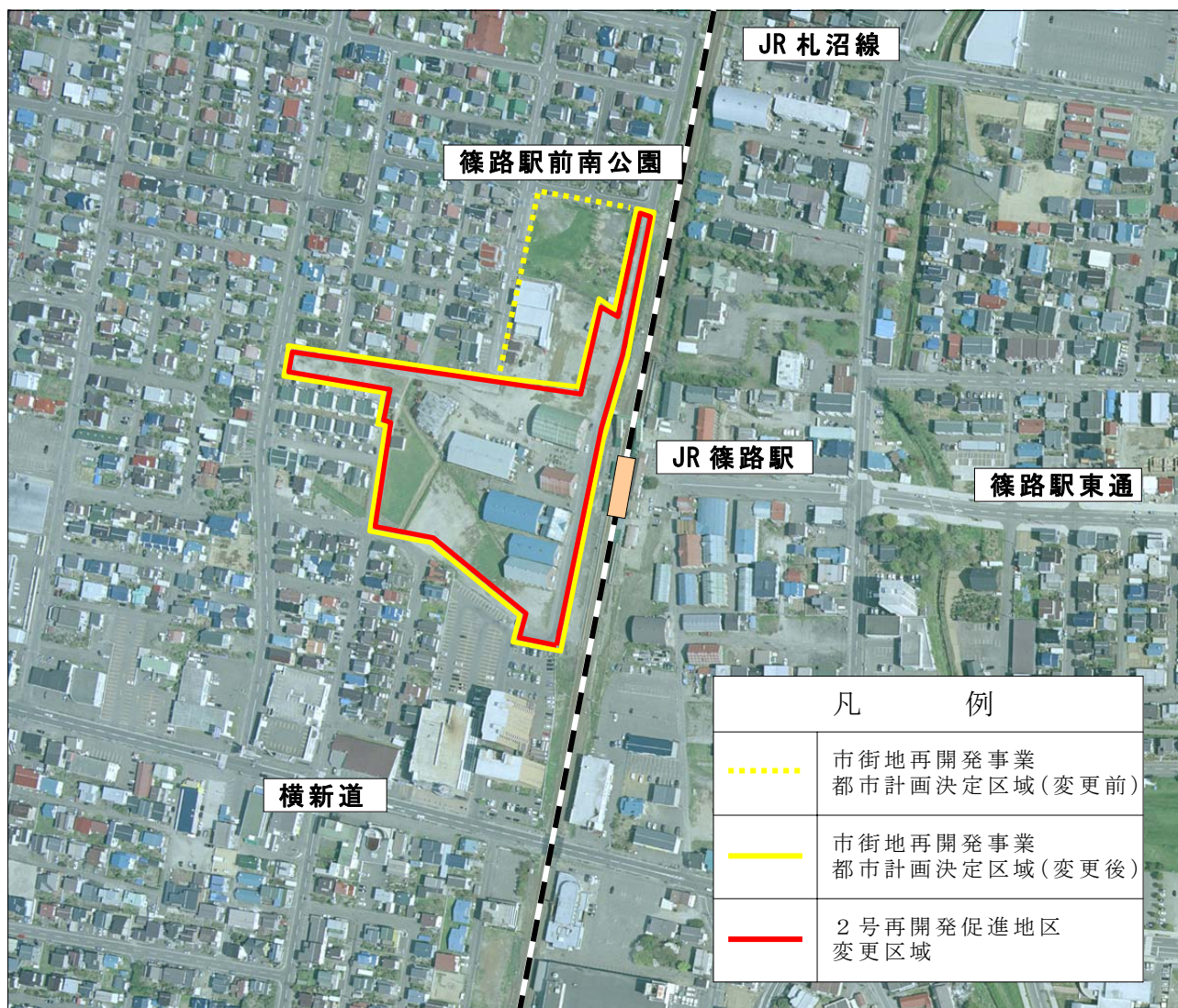


■ 都市再開発方針の変更



1 都市計画の内容

都市再開発方針の変更（整備促進地区に位置づけられている篠路地区の一部を2号再開発促進地区へ変更 上記図面の赤線の箇所）

位 置：札幌市北区篠路3条6丁目

面 積：2 ha

※ 都市再開発方針

既成市街地（古くから開けてきた市街地）において、長期的な視点に立って、計画的に再開発を促進するための基本的な考え方を示したもの。

まちづくりの取り組みに応じて、1号市街地、整備促進地区、2号再開発促進地区といった区域とそれぞれの区域に応じた方針を定める。

- ・ 1 号 市 街 地 計画的な再開発が必要な市街地
- ・ 整 備 促 進 地 区 重点的に市街地の再開発の誘導を図るべき地区
- ・ 2号再開発促進地区 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

2 経緯

- ・平成10年3月に、市街地再開発事業の都市計画決定を行う。

（JR篠路駅西地区 上記図面の黄色線及び黄色点線の箇所）

- ・決定当初は、区域内の道路・広場・公園・建物を一体の再開発事業として実施することとしていたが、事業施行者の参画が得られず、未施行のまま時間が経過していた。

- ・平成16年4月に都市再開発方針の見直しを行ったが、その際には、JR篠路駅西地区において、事業実施の目処が立っていなかったことから、2号再開発促進地区への位置づけができなかった。

- ・その後、地区内の一部で、地元地権者及び施行者との間で再開発事業の熟度が高まってきたことから、市街地再開発事業の都市計画決定区域を変更するとともに（上記図面の黄色線の箇所）、当該区域を2号再開発促進地区へ変更することとした。（上記図面赤線の箇所）